



森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、下記のとおり定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 26 日

富士市長 金指 祐樹

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No	地区名	大字	森林面積	森林所有者件数	筆数	備考
1	旧富士川町域	北松野	4.6585 ha	14 件	35 筆	整理番号 F7-001～F7-036 内
2	須津山地区	富士岡	4.5400 ha	17 件	37 筆	整理番号 集 S7-001～S7-023 内
3	大淵・内山地区	大淵	21.2351ha	44 件	135 筆	整理番号 集 06-01～集 06-112 内

2 縦覧場所

富士市林政課（富士市役所庁舎 5 階）

※富士市ホームページにて閲覧できます。

(リンク先 <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0709/rn2ola0000026p3b.html>)

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が富士市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。